

神戸地方検察庁

検察事務官(支部勤務)

30代 女性 / 平成22年度 採用



モットー **できることを見つけ動く!!**

Q.今はどんなお仕事をしていますか？

私は、捜査の立会事務官をしています。立会事務官は、検察官とペアになって捜査を行い事件の真相解明に努めながら、事件の処分が適正・スムーズにいくように**検察官をサポート**していきます。取調べに立ち会う際は、被疑者の表情や行動にも目を向けて、本当のことを話しているのかなどにも気を配ります。同じ出来事であっても話す人によって受け取り方が様々で、その供述内容も食い違ってくる場合がありますので、どの供述が信用できるかなどを他の証拠とも照らし合わせながら判断していきます。実際に**事件現場に行って現場検証に立ち会ったり、法医学の先生から意見を聞いたり**と様々な角度からアプローチして捜査をします。また、作成した書類の点検や刑事手続の適法性の確認、警察や裁判所などの外部機関との調整などを行います。私は過去に検務事務を経験していたこともあり「これは担当者や警察に伝えて調整しておいた方が上手くいくな。」などと気付くことがあります。検察官にこんなことを聞いてもいいのかなとためらうときもありますが、疑問に感じたことやこうした方がいいなと思うことは伝えるようにしています。検察官から意見を尋ねられたときなどは嬉しく思いますし、一緒に捜査をしていると実感します。

Q.支部の魅力などを教えてください。

私が勤務する支部の職員数は本庁に比べて多くありません。ですので、1人の担当者が複数の事務を行うこともあり、より幅広く業務に関わることができて多くのことを学ぶことができると思います。また、アットホームな環境ですので、「教えてほしいな。」などと思った時は、**小さなことでも周りに聞きやすく、お互いが協力し合いながら仕事ができる**ことも支部勤務の魅力の1つだと思います。

Q. やいがいや達成感があった経験を教えてください。

被害者の方の中には、「犯人を許せない。厳しく処罰してください。」という一方で、「もう関わり合いたくないし顔も見たくないので、裁判にはしないでください。」という気持ちを持つ方もいます。被疑者を起訴して裁判になると、場合によっては、被害者の方に法廷で話をしてもらおう必要が出てくることもあります。「名前などがばれて自分や家族に危害が及んだら怖い。」、「事件が報道されて被害に遭ったことが周りにも知られてしまうのではないか。」などと話されてるのを聞いて、犯罪を行った人に刑罰を加えるだけでなく、その後の関係者の生活にも配慮しなければいけないと意識しました。話に耳を傾けながら、法廷でも被害者を保護する制度があることなどを説明させてもらったりして、そのような不安に伝えていきますが、辛い気持ちや不安が解消まではできなくても、和らげたりすることができたらと思いました。最も適切な処分は何なのかを決める過程に携わることは、細やかな対応が求められますが、**被害者の方に「親身になって話を聞いてもらえてよかった。」などの言葉をもらえたときは、少しでも役に立てたことに充実感を得ることができました。**



Q. 検察事務官が向いている人はどんな人だと思いますか？

検察庁では人の権利に関わるような仕事をしており、1つの対応や1人の行動が検察庁全体のイメージにも影響するかもしれないと意識して、丁寧に仕事を進めていきます。また法律の改正や新しい制度・取組の導入などが行われて検察庁を取り巻く環境も変わっていきますので、柔軟な発想で臨機応変に対応できる行動力も必要だと思います。違う部署の人とやり取りをすることも多く、周りとのコミュニケーションを取りながら仕事をします。**きちんと判断して行動できるよう、広い視野で学んでそれを活かしていこうとする人や、「自分ならどうするかな。」と考えたり「こうしたらもっと良くなるんじゃないか。」「やってみよう！」と積極的にどんどん行動に移すことができる人が向いていると思います。**私自身、新しいことや急な対応を迫られたりするような大変な場面でも知恵を絞りながら尽力したり、周りとの関係を築きながらいい方向に持って行く上司や先輩の姿を見てきました。

和歌山地方検察庁

検察事務官(支部勤務)

20代 男性 / 平成27年度 採用



モットー

子(己)育て奮闘中

Q.今はどんなお仕事をしていますか？

主に、(1)裁判の執行に関する事務と、(2)令状に関する事務を担当しています。起訴されて刑事裁判を受けている人を被告人と言いますが（起訴される前の人を被疑者と言います）、(1)は、裁判で、裁判官が被告人に対して「懲役●年に処する。」、又は「禁錮●年に処する。」と刑の言い渡しをし、その刑が確定した後、検察官の指揮により刑の執行手続をとるなど、裁判確定に伴う事務手続を行うのが主な業務です。(2)は、勾留されている被疑者・被告人の勾留期間の把握や、勾留状等の令状請求に関する手続が主な業務です。

Q.支部勤務の魅力をお教えてください。

支部の魅力は何と言っても、**業務の幅広さと横の繋がり**にあります。私が所属している支部は、人数が少ないので、私が執行と令状の二つの事務を担当するなど、一人で複数の事務を担当することから、多くの経験を積むことができます。また少人数ということで、**皆で協力して仕事をするという態勢**ができていますので、誰かが休んでも他の誰かが代わりに休んだ人の事務を行うという横のつながりが強く、こうすることによって更に他の業務に触れる機会も多くなります。このように支部ではより幅広くいろいろな業務を経験することができ、お互いがお互いをカバーするという横のつながりの強い良い雰囲気の中で仕事ができるのが魅力です。

Q. やりがいや達成感があった経験を教えてください。

執行と令状に関する事務を担当しているのですが、どちらも被告人等の身体に関する業務であり、責任は重大です。もし、勾留期間の満了日を1日でも間違えてしまえば不当勾留ということになり、被告人等の人権を大きく侵害することになるからです。そういった業務を担当しているということに対してプレッシャーを感じますが、その分**重大な業務に携われているというやりがい**も感じます。

Q. 育児休業を取得された時のことを教えてください。

令和2年度から「男性の家庭生活への参画」の取組の一環として、男性職員の育休1か月以上取得を目指すという政府の方針が決定されたということで、子どもが産まれた際、1か月間の育児休業を取得しました。男性が1か月育児休業を取る…最初は抵抗がありました。少人数の支部で、1人1人が複数の担当を掛け持っているところに、1人抜けてしまえば周りの方々に負担をかけてしまうし、また、男性ということで周りからの理解も得られないのではないかと考えていたからです。しかし、**上司を中心に、皆さんが嫌な顔一つせずサポート**してくださったので、安心して育児休業を取得できました。そのおかげもあり、産後は母子ともに健康で、現在まで大きな問題もなく順調に生活できています。

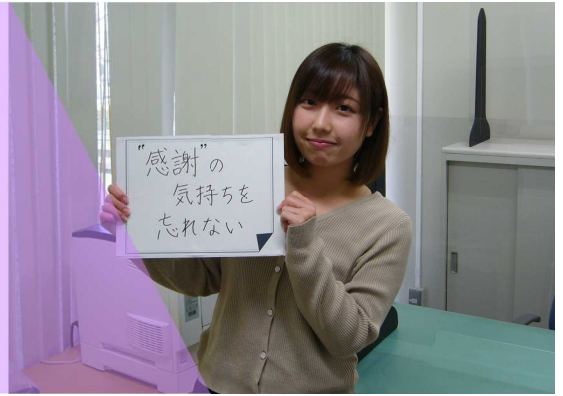
Q. 働いている職場や職員の雰囲気はどうでしょうか。

入庁前は、検察庁に対して非常に厳格なイメージを持っていましたし、世間的にもそういうイメージだと思います。確かに、仕事の内容が内容なので、厳格なイメージを持たざるを得ないのですが、実際はそんなことはなく、先輩の方々はフレンドリーな方ばかりで、**分からないことがあったらすぐに周りの人に聞くこともできますし、職場の雰囲気も非常に良いです。**また、ワークライフバランスに理解があり育児休業の取得もしやすい雰囲気です。

京都地方検察庁

検察事務官(支部勤務)

20代 女性 / 平成27年度 採用



モットー 感謝の気持ちを忘れない

Q.今はどんなお仕事をしていますか？

私は、現在、捜査・公判（刑事裁判）の立会事務及び記録事務を担当しています。立会事務とは、検察官と2人1組となり、事務的な面で検察官の捜査や公判のサポートをする仕事です。具体的には、取調べの立会い、捜査や公判で必要な資料の準備、警察や裁判所等の関係機関との連絡・調整、スケジュールの管理等を行っています。

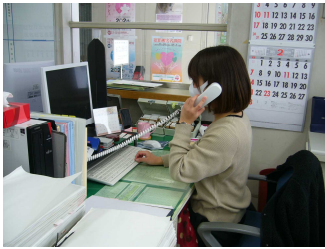
また、記録事務では、事件の捜査を遂げ、不起訴となった記録（不起訴記録）や起訴となって裁判が確定した記録等を保管・管理しています。具体的には、各種記録の保管等、弁護士や保険会社等からの閲覧請求や他の検察庁への貸出し等の対応をしたり、保管終期が来れば適正に廃棄するといった業務を行っています。保管等記録の紛失や誤廃棄等の事態を招かないよう細心の注意を払っています。

Q.支部の魅力をお教えてください。

私が今働いている支部は、職員が10名足らずの小さな支部です。支部の一番の特徴は、事件数は少ないですが、**1人当たりの仕事の幅がとても広いことから、様々な知識を身につけることができます。**夏季休暇期間中などでさらに事務官の人数が減ったり、複数人を要する事務もあり、他の方の担当業務を代行及び補助することも多々あるため、自分の担当業務に限らず、**多種多様な事務経験を積むことができます。**

また、支部では、1つの事務室内で全ての事務が完結されるため、事件捜査・公判の入口から出口までの一連の事務の流れを把握することができたり、支部管内には、海上自衛隊や海上保安部もあるため、自衛隊の警務隊や海上保安官が扱う事件を処理することができるのも大きな魅力の1つです。

Q. やりがいや達成感があった経験を教えてください。



私は、立会事務官として主体的に捜査に関わっている瞬間にやりがいを感じます。立会事務官は、捜査方針や取調べを行うのは検察官のサポート役ですが、**被疑者の取調べの場及び被害に遭われた方の苦しみや怒りの言葉を直接聞く場に立ち会うことができ**、また、警察官との捜査方針等の協議に参加したり、時には事件現場を見に行ったりと主体的に捜査に携わることができます。そのため、単なる事務作業として行うのではなく、自分自身でも記録に目を通し事件の概要を把握した上で、検察官らと積極的にコミュニケーションをとり、連携して捜査を積み重ねた結果、事件捜査を完遂した時には大きな達成感があります。様々な経験を積むことで、任せてもらえる仕事が増えたり、状況に応じた被害者の方などへの配慮ができるようになるなど、立会事務官としての成長を感じることができるため、とてもやりがいのある仕事だと思います。

Q. 高卒や法学部を卒業していなくても大丈夫ですか？

大丈夫です。やっていけます。私自身、専門学校を卒業後すぐに入庁したため、法律の知識や社会経験など周りの同期と比べて引けを取る部分が多く、とても不安な気持ちで入庁し、めまぐるしく変わっていく各種法律や刑事制度に付いていくのも大変です。ですが、勉強面については、検察庁は、法律のプロである検察官、法律等に詳しい同期や先輩方も多く、勉強会や研修制度も充実している恵まれた環境ですので安心してもらって大丈夫だと思います。検察事務官としてのスタートラインはみんな同じですので、大事なものは、働いていく中で、**いかに多くの経験を積み、そこからどれだけのことを吸収できるか**ということだと思います。周りから信頼してもらい、様々な仕事を任せてもらえるようになるには、仕事に対する姿勢、周囲への気配り、視野の広さ、コミュニケーション能力など、大事なことはたくさんあるので、学歴等関係なく、入庁してからの意識次第でいくらかでも知識や経験値を補い、検察事務官としてやっていけるのではないかと思います。

Q. 課外活動について教えてください。

課外活動は、野球、サッカー、バスケ、バレー、フットサル、バンドなど多岐にわたり良い気分転換になりますし、幅広い年齢層の方が所属しており、他地検とも合同で活動していたりするので、顔見知りが増え、働きやすさにも繋がります。